

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、茨城県南西部、筑波山の西方に位置し、東京から 60Km 圏内に位置する。令和 4 年 1 月 1 日現在の人口は 42,052 人、世帯数 16,558 世帯で、そのうち 65 歳以上の人口は 12,252 人で、高齢化率が約 29%と年々高齢者の割合が増加している。

また、当市の総面積は 80.88 k m<sup>2</sup>で南北に長く、東に小貝川、西に鬼怒川が流れ、市内中心部に風光明媚な砂沼があり、市民の憩いの場として四季折々の花が咲き、親しまれているところである。

当市の就業状況は、全体で就業人口が減少傾向にある。また、就業者割合は、第 2 次・第 3 次産業の就業者が全体の 9 割以上となっている。基幹産業であり就業者割合の低い第 1 次産業の農業は、農産物のブランド化や品質向上を図るため、海外への輸出や農地集積に取り組み、農家の収益性を高め、後継者が育つ環境づくりを推進している。また、第 2 次産業は、就業者人口が減少傾向にある中で製造品出荷額は、東日本大震災が発生した平成 23 年には 890 億円程度に落ち込んだが、その後、新規事業者の進出や既存事業者の持ち直しがあり、令和元年には 2,175 億円程度まで回復をしてきているところである。

次に市内工業団地の状況であるが、平成 31 年 2 月に造成が完了した「しもつま鯨工業団地」(約 31ha)は、造成完了後わずか 1 年半で完売し、大手製造業 3 社の進出が決定している。これにより、市内 9 ヶ所ある工業団地は全て完売となっているが、引き続き、圏央道沿線の工業団地需要が高いため、令和 3 年度からは新たな工業団地造成計画に着手したところである。

当市は、AI (人工知能) の活用や先端設備機器などの導入、経営力向上に資する革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善を支援し、企業の定着に努め、また新分野を開拓する企業の誘致に取り組んでいくところである。

少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者においては労働生産性の向上を図ることが求められる。

## (2) 目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、市内の中小企業及び小規模事業者の経営の安定を図ることとする。

また、これを実現させるため、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援し持続的な発展を図ることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本事業の対象は、雇用の安定に配慮する観点から、現に市内に事業所等を有し、かつ、労働に従事する者が常駐する事業所等を認定の対象とする。

※ 事業所等とは、本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所をいう。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業は、工業団地等は複数存在するものの、先端設備等を導入したい事業は市内各地域に分散していることから、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業、製造業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた取組みは、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資する事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、太陽光発電事業については、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するため自ら消費する設備（自ら消費した余剰電力を売電するものを含む。）に限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、本市への産業集積等の経済波及効果も希薄であることから、本計画の対象から除く。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税等に未納が認められる場合は、認定の対象としない。ただし、徴収猶予等の措置がなされている場合は、この限りでない。
- ・ 環境に配慮した設備機器に買い換える場合、従来の設備機器は適切に処分すること。また、公害等について近隣住民からの苦情があった場合には、誠意をもって対応すること。